



消費生活相談 こんなことはありませんか？

No.7 送りつけ商法

注文していない商品を勝手に送りつけ、相手が断らなければ購入したものとみなして代金を請求します。

【事例】

水産業者を名乗る者から「蟹を買いませんか」「特価で販売します」と突然購入を勧める電話があり、あいまいな返事をしたら勝手に蟹が送られてきました。

(ここに注意！)

・商品を一方的に送りつけられても購入する意思を示していなければ契約は成立していませんので、商品の受け取りや代金の支払いをする義務はありません。商品が届いたら送り主の連絡先を控えた上で、受け取り拒否をしてください。

・代金引換の宅配便で送りつけ、家族が注文したものだと思っただけで支払ってしまうケースもあります。代金を支払ってしまうと取り戻すのは非常に困難です。心あたりのない商品が届いたら、すぐには受け取らず、家族に確認するようにしましょう。

◎電話勧誘による販売の場合契約書面の交付日を含めて8日以内であればクーリング・オフが出来ます。

◎トラブルにあたり、困った場合には町民生活課または、消費生活センターなどにご相談ください。

お問い合わせ先 町民生活課環境衛生室 ☎ 64-3781
消費生活センター ☎ 34-2648

水道管にも冬の支度を！

気温がマイナス3℃以下になると、水道管が凍結し破損することがあります。特に屋外に露出している水道管は注意してください。

●水道管の凍結を防ぐには？

水道管の露出している部分を保温材などで保護してください。保温材には、取り付けが簡単な市販品もあります。太陽熱温水器は使用の時期が終わりましたら、水抜きをしておいてください。

●水道管が凍ってしまったら？

水道管が凍結して水が出なくなったときは、蛇口を開いて凍結した部分にタオルや布巾をかぶせ、その上からぬるま湯を掛けてゆっくり溶かしてください。熱湯を急に掛けると、水道管が破裂することがあります。

●水道管が破裂したら？

給水指定工事店へ修繕を依頼してください。

水道管の凍結破損の多くはパイプ部分です。破損箇所を発見したときは、止水栓を止めてください。雪が降り始めるまでに、止水栓の位置を確認しておきましょう。(雪が積もっても止水栓の位置が分かるように、表示板を立てておくのも一つの方法です。)

※長期間、家を留守にする場合は、止水栓を止めておくことをお勧めします。

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっています。そのため、老齢年金を受けている方には、日本年金機構より1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所や年金相談センター又は『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお申し出ください。なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

【お問い合わせ先】

日本年金機構米子年金事務所 ☎34-6111
町民生活課 ☎66-3114

税務署からのお知らせ

平成22年分所得税の確定申告は 平成23年2月16日から3月15日まで

※土、日、祝日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

※還付申告の場合は2月15日以前でも申告書を提出することが出来ます。

※所得税の確定申告期間中、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」は24時間ご利用いただけます。

確定申告会場について

ご自分で申告書を作成することが難しい場合は、確定申告会場をご利用下さい

場 所 米子コンベンションセンター 2階

期 間 2月9日～3月15日

※土・日・祝は除く

相談時間 9時～17時(受付は9時～16時)

※期間中は税務署での申告相談は実施していません